

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成18年 1月25日

京都市長 榎本 頼兼

建築物の所在地, 用途及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市西京区御陵 谷町7番地1 用途不詳 鉄骨造3階建て及 び木造平屋建て	京都市西京区御陵 谷町7番地 大槻 伸明	平成17年 12月12日	平成18年1月31 日までに、当該 敷地に存する上 記建築物を全て 除却すること。	第9条 第1項
京都市西京区松尾 万石町10番地43 一戸建ての住宅 木造2階建て	京都市下京区諏訪 開町31番地 株式会社杉本工務 店 代表取締役 杉本 安次 代表取締役 杉本 茂夫	平成17年 12月13日	工事の施工を停 止すること。	第9条 第10項

(都市計画局建築指導部監察課)